

令和4年10月支給分の児童手当の制度が一部変更になりました。

大切なお知らせです。必ずご確認ください！！

特例給付の支給に係る所得上限額が設けられました

主たる生計維持者の所得額が、所得上限限度額（下記表参照）を超える場合、特例給付月額5,000円は支給されなくなります。

※次年度の所得が上限額未満だった場合には、**市民税課税通知書を受け取った日の翌日から15日以内**に、改めて認定請求書の提出をする必要があります。
(申請が遅れると、原則遅れた月分の児童手当が受けられなくなります。)

※**年度内に課税情報（扶養等）を更正**したことにより、今年度所得が上限額を下回った場合は再認定となり、手当が遡って支給されます。

所得制限限度額・所得上限限度額について

令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が下記表の②以上の場合、児童手当等は支給されません。【ご注意ください】

※児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、**改めて認定請求書の提出等が必要となります**ので、ご注意ください。

申請が遅れた場合、原則遅れた月分の児童手当が受けられなくなります。

※児童を養育している方の所得が、下記表の①（所得制限限度額）未満の場合、児童手当を、所得が①以上②（所得上限限度額）未満の場合、法律の附則に基づく特例給付（児童1人当たり月額一律5,000円）を支給します。

| | ①所得制限限度額 | | ②所得上限限度額 | |
|----------------------------------|-------------|--------------------|-------------|--------------------|
| | 所得額 (万円) | 収入額の 目安 (万円) | 所得額 (万円) | 収入額の 目安 (万円) |
| 扶養親族等の数 (カッコ内は例) | | | | |
| 0人 (前年末に児童が生まれていない場合等) | 622 | 833.3 | 858 | 1071 |
| 1人 (児童1人の場合等) | 660 | 875.6 | 896 | 1124 |
| 2人 (児童1人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等) | 698 | 917.8 | 934 | 1162 |
| 3人 (児童2人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等) | 736 | 960 | 972 | 1200 |
| 4人 (児童3人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等) | 774 | 1002 | 1010 | 1238 |
| 5人 (児童4人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等) | 812 | 1040 | 1048 | 1276 |

※ 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限ります。）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

※ 「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していません。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

問合せ先

結城市役所 子ども福祉課

TEL 0296-34-0427